

長期無災害記録証の交付制度について

関東東北産業保安監督部は、鉱山の保安意識の高揚と保安確保の一層の推進を図ることを目的として、長期無災害記録を樹立した鉱山に対し、鉱山からの申請に基づき長期無災害記録証を交付しています。

下記のとおり長期無災害記録証の交付手続きをお知らせしますので、交付を希望される鉱山は、当部鉱山保安課に申請していただきますようお願いいたします。

記

1. 交付対象

- (1) 関東東北産業保安監督部管内稼行鉱山で長期間無災害を記録した鉱山を対象とする。
- (2) 「長期間」とは、以下2. に定めるものをいう。
- (3) 「無災害」とは、軽傷以上のり災者を伴う災害並びに鉱山保安施行規則第46条第1項の表の3号から5号までに該当する災害・事故（ただし、原因が鉱山の操業に起因しないものを除く。）及びその他の災害により作業の全部若しくは一部を休止した場合が皆無であることをいう。

2. 交付基準

- (1) 申請時に、鉱山労働者50人以上の鉱山
 - ・ 無災害稼働延時間が50万時間の整数倍
- (2) (1) 以外の鉱山
 - ・ 無災害稼働延時間が30万時間の整数倍
- (3) その他
 - ・ 関東東北産業保安監督部長が認めたもの

3. 申請方法

記録証の交付を希望する鉱山は、別添の様式により、関東東北産業保安監督部長に申請する。

4. 交付の除外

交付基準に該当する場合であっても、保安上問題があった時及び鉱害問題等社会的影響を及ぼす問題が生じた時は、交付の対象から除外することがある。

5. その他留意点

(1) 無災害稼働延時間

- ①災害発生の翌日から起算し、次の災害発生の前日までの稼働延時間を対象とする。
- ②災害月報未提出分は、稼働延時間から除外する。

(2) 無災害

①無災害の取扱いについて

ア) 微傷又は不休であっても、身体一部永久損失の場合、災害とみなす。

イ) 非鉱山労働者の災害はり災者なので、原則として無災害として扱うが、見学者をり災させる等、鉱山の責任が明らかな場合は災害とみなす。

②原因が鉱山の操業に起因しないものとは、次のもの及び類似するものをいう。

- ア) 山火事等のもらい火による火災
- イ) 風水害による電気事故・災害
- ウ) 地すべり等によるパイプラインの破損

(3) 交付基準

関東東北産業保安監督部長が認めたものとは、次のもの等をいう。

- ①10年以上無災害の場合。ただし、不定期操業、季節操業等の鉱山は除く。
- ②上記2.(2)に該当する鉱山における50万時間、150万時間等。
- ③閉山等の期日が決定している場合。
- ④鉱山にとって特別な数字で、その理由が正当と認められる場合。
ただし、これらの申請を行う場合には、その直前・直後の申請はできないものとする。

(例) 上記2.(2)に該当する鉱山が50万時間の申請を行う場合、30万時間と60万時間の申請はできないものとする。

(4) 交付の申請

- ①交付申請は、達成の都度、随意に行えるものとする。
- ②交付申請は、達成の日から1年以内に行わなければならない。

(様式)

長期無災害記録証交付申請書

鉱山名	鉱 山
所在地	
鉱業権者名	
鉱山労働者数	名
起算点になる 災害発生年月日	(昭和・平成) 年 月 日
無災害期間	自 (昭和・平成) 年 月 日 至 平成 年 月 日
同上稼働延人員	名
同上稼働延時間	時 間
無災害稼働延時間計算式	別紙 無災害時間集計表のとおり
本期間中保安に関し特に実施した事項	

平成 年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

印

(別紙)

無災害時間集計表

平成	年	期間	稼働延人数(人)	稼働延人員累計(人)	稼働延時間(時間)	稼働延時間累計(時間)
		1月		0		0
		2月		0		0
		3月		0		0
		4月		0		0
		5月		0		0
		6月		0		0
		7月		0		0
		8月		0		0
		9月		0		0
		10月		0		0
		11月		0		0
		12月		0		0
		合計	0	—	0	—

平成	年	期間	稼働延人数(人)	稼働延人員累計(人)	稼働延時間(時間)	稼働延時間累計(時間)
		1月		0		0
		2月		0		0
		3月		0		0
		4月		0		0
		5月		0		0
		6月		0		0
		7月		0		0
		8月		0		0
		9月		0		0
		10月		0		0
		11月		0		0
		12月		0		0
		合計	0	—	0	—